

特定事業所集中減算に係る「正当な理由」の取扱い

1 主な「正当な理由」

- (1) 居宅介護支援事業者の通常の実施地域に訪問介護サービス等が各サービスごとでみた場合に5事業所未満である場合などサービス事業所が少数である場合
- (2) 特別地域居宅介護支援加算を受けている事業所である場合
- (3) 判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下であるなど事業所が小規模である場合
- (4) 判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が1月当たり平均10件以下であるなど、サービスの利用が少数である場合
- (5) サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者集中していると認められる場合
- (6) その他正当な理由と市町村がみとめた場合

2 「正当な理由」の範囲及び判断

- (1) 前項(1)から(4)については、記載された件数等の条件に基づくものとする。
- (2) 前項(5)については、利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であり、かつ、次に挙げるような適正と判断できない内容ではないこととする。

「正当な理由」に該当しない内容

- ① サービスの質に関わらない利用者からの希望である場合
- ② 利用者宅と事業所所在地の距離が近い等、サービスの質と関係がない場合
- ③ 集合住宅との併設事業所であること等をもってサービスの質が高い理由とする場合

※ 地域ケア会議等において、該当する利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を求めた場合においても、「正当な理由」については上記に基づいて判断します。

- (3) 前項(6)については、都度、内容を確認のうえ判断するものとする。

3 減算となった場合の対応について

- (1) 判断期間が前期（3月1日から8月末日）のものについて減算となった場合、減算適用期間を10月1日から翌3月31日までとし、所定の単位数を減算します。
- (2) 判断期間が後期（9月1日から2月末日）のものについて減算となった場合、減算適用期間を4月1日から9月30日までとし、所定の単位数を減算します。

4 書類の提出時期について

- (1) 前期については「9月15日」、後期については「3月15日」です。
- (2) 過去に正当な理由から減算対象外とされた場合についても、次の場合には再度提出することとします。
 - ① 前回からケアプランに大きな変更が生じたとき
 - ② 前回から要介護度が変更となったとき